

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」）の積極的な活用をお願いするものです。

5 文科初第 3 号
令和 5 年 4 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の活用について

今般、令和 5 年 3 月 22 日に開催された第 8 回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、「物価高克服に向けた追加策」が別添資料 1 のとおり取りまとめられました。

この追加策の 1 つに「3. エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の実情に応じた取組の支援・負担感が大きい低所得者層への支援」が掲げられ、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額し、「学校給食費負担軽減の取組への支援等、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化する。」こととされております。

これを受け、内閣府から 3 月 29 日付事務連絡「令和 5 年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」が、各都道府県を通じて市町村に周知されております。

別添資料 2 のとおり、この「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点交付金」という。）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援することを目的とするものであり、物価高騰による学校給食費等の保護者負担軽減支援については、重点交付金の推奨事業メニューに位置づけられておりますので、学校給食を実施する学校設置者におかれては、これらのことを踏まえ、重点交付金を活用した学校給食費の保護者負担の軽減に向けた取組を進めていただくようお願いします。

また、物価高騰の影響を受けている家計における教育費を支援し、経済的な負担の軽減を図るため、教材費を含む学用品費等に係る物価高騰の影響に対する

対応について、地域の実情に応じて、例えば①就学援助の充実、②高校生等奨学給付金の充実、③特別支援教育就学奨励費の充実等を行う場合にはこの交付金の活用を積極的に御検討いただけますようお願いいたします。

なお、学校設置者におかれては、関係部局間で十分連携の上、内閣府からの事務連絡等の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

また、現下の物価高騰の状況では、食品事業者側からは、厳しい環境の中で今後値上げを求めざるを得ないとの声も聞かれるところであり、重点交付金が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援することを目的とするものであることに鑑み、現時点において、学校給食費の値上げを行う予定がない自治体等においても、今後、物価高騰に伴う事業者による食材費の値上げ等について重点交付金の趣旨を踏まえ、適切に対応いただくよう、重ねてお願いいたします。

その際、学校給食における食材の使用等については、学校給食を実施する学校設置者の判断となりますが、食育の推進、安全・安心の学校給食の推進の観点から、地場産物や国産物等を使用することも積極的に御検討いただくとともに、「学校給食実施基準の一部改正について」（令和3年2月12日付初等中等教育局長通知）を踏まえ、多様な食品（例えば穀類であれば、精白米、食パン、コッペパン、うどん、中華めんなど）を適切に組み合わせ、児童生徒が必要な各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすることにも、御留意ください。

今後、重点交付金を活用した取組を含め、学校給食費の保護者負担軽減の取組状況等の把握を行う予定であることを申し添えます。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

【本件連絡先】

○学校給食費

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課学校給食係

電話：03(5253)4111（内線 2095, 2694）

E-Mail:shoku@mext.go.jp

○学用品費等

文部科学省初等中等教育局

修学支援・教材課企画係

電話番号：03-6734-3578（直通）

修学支援・教材課就学支援係

電話番号：03-6734-4671（直通）

修学支援・教材課高校修学支援室高校奨学金係

電話番号：03-6734-3170（直通）

特別支援教育課庶務・振興係

電話番号：03-6734-2430（直通）

1. エネルギー

(1) 国民・事業者の負担軽減等

- 電力の規制料金の改定申請について、国民生活への影響を最小限にするため、最新の燃料費・為替を反映した補正を事業者に求め、4月という日程ありきではなく、厳格かつ丁寧な審査を行う。また、再エネ賦課金については、市場価格の状況を反映した改定を行い、4月の電気代（5月請求分）から負担が軽減される見込み。

※エネルギー供給構造の強化を図るとともに、省エネ等需要サイドの構造転換を進め、GXを着実に推進する。

- 特別高圧契約向けの支援、LPガス利用者の負担を実際に軽減するための支援等を講じる（3.（1）に再掲）。

(2) 中小企業による、物価高騰や賃上げへの対応支援

- 価格転嫁対策の強化、パートナーシップ構築宣言の拡大、資金繰り支援の継続、各種補助金等を活用した賃上げ支援等を推進する。

2. 食料品

(1) 酪農や養鶏など幅広い農業者の負担軽減を図る飼料価格高騰対策**① 配合飼料等の価格高騰対策**

- 1-3月期については、10-12月期の緊急対策を拡大する。
- 4-6月期以降については、配合飼料価格の高止まりによる飼料コスト急増を適切に抑制するための新たな特例を基金制度内に創設する。

② 酪農対策

- 配合飼料に加え購入粗飼料の高騰や需要の減少等により特に収益性が悪化している酪農経営について、引き続き消費・輸出拡大等に取り組みつつ、購入粗飼料等のコスト上昇に対する補填等を行う。

(2) 輸入小麦の政府売渡価格の激変緩和

- 次期（本年4-9月期）の輸入小麦の政府売渡価格について、ウクライナ情勢直後の急騰の影響を受けた期間を除く直近6ヶ月間の買付価格を反映した水準まで上昇幅を抑制（13.1% ⇒ 5.8%と半分以下に抑制）する激変緩和措置を講じる。

※その他、農業水利施設の省エネルギー化推進対策を令和5年9月まで実施する。

3. エネルギー・食料品価格高騰に対する地域の実情に応じた取組の支援・負担感が大きい低所得者層への支援

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額

- 交付金を積み増し、特別高圧契約向けの支援や、LPガス利用者への支援に加え、医療・介護・保育施設、学校施設、街路灯等の電気代等の負担増への支援、学校給食費負担軽減の取組への支援等、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化する。
- 交付金を積み増すとともに、負担感が大きい低所得世帯の支援強化のため、新たに「低所得世帯支援枠」を創設する（住民税非課税世帯1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、支援の具体的内容は地域の事情に応じて決められる）。

(2) 低所得の子育て世帯への給付金

- 低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する。
 - ・児童扶養手当を受給するひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯にはプッシュ型で支給。
 - ・直近で収入が減少した世帯等についても、申請に基づき可能な限り速やかに支給。

この他、引き続き、事業者支援等の対策を実施するとともに、日々変化する物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の实情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額 : 1兆2,000億円 (うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②<u>エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</u></p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

追加額1兆2,000億円(I及びIIの合計)

I. 低所得世帯支援枠(5,000億円)

- ・ 低所得世帯への支援枠を措置。
- ・ 1世帯当たりの予算の目安は3万円。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×3万円及び事務費分を市町村に交付。

II. 推奨事業メニュー(7,000億円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記 I による支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
高騰する配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、高騰する化学肥料からの転換に向けて地域内資源を活用する独自の取組などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援
地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、アフターコロナに向けた事業再構築を含めた事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。